

平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第7回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第7回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1. 日 時 平成28年7月22日 午後4時00分

2. 出席委員 14名

2. 鈴木 幹男 委員	3. 勝又 勝 委員	4. 浅海 博行 委員
5. 石井 栄一 委員	6. 濱田 光一 委員	8. 大野 幸一 委員
9. 鈴木 吉夫 委員	10. 鈴木 徳市 委員	11. 澁谷 誠幸 委員
12. 石井 君雄 委員	13. 小金谷正男 委員	14. 時田 将 委員
15. 葛山 繁隆 委員	16. 秋山 秀雄 委員	

3. 欠席委員 2名

7. 池ヶ谷富士夫委員 17. 山田 芳裕 委員

4. 事務局出席者

事務局長 小金谷 幸次 事務局次長 垣岡 俊男 副主幹 浅海 一洋

5. 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について 1件

報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について 3件

報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について 6件

6. 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は14名です。定足数に達しておりますので、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第7回定例総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

6番濱田光一委員

8番大野幸一委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は、第3班です。浅海博行班長より総括的な報告をお願いいたします。

浅海 班長 議長

葛山 議長 4番、浅海博行班長

浅海 班長 第3班の現地調査の報告をいたします。

平成28年7月14日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、葛山会長、鈴木会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第4条の規定による許可申請について1件、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について1件、の計2件です。

現地調査後、午後4時より農地法第4条について、審査会を実施しました。

3班といたしましては、いずれの案件も許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で3班の総括報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を説明いたします。

申請地は、畑1筆で、面積661平方メートルです。

転用計画は、貸資材置場用地です。

申請理由は、申請人が病気等により農業経営の縮小を検討していたところ、貸資材置場として要望があり、本計画を行うもので、この転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として敷地内を整地・転圧したうえ中央に傾斜をつけ、碎石敷とし、自然浸透させるとともに、周囲を約70センチメートル合板で囲み隣接農地への土砂流出を抑制します。また、資材等の高さを1.5メートル以下として、日照、通風への影響がないようにします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であるので、第2種農地に該当します。

なお、代替性としては、申請地は、要望業者から近くにあり、好立地であることから、ほかの土地で代替えがきかないものと思われま。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと

思われます。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

葛山 議長 5番、石井栄一委員

石井 委員 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1の報告をいたします。

平成28年7月14日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積661平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、道路河川管理課より前面道路について、汚損等に留意していただきたい旨のお願いを伝え、次に残地について確認したところ、転用予定であるとのことでしたので、その間はしっかり管理すること、進入道路について、カーブ付近であり交通量が多いため、工事期間等について十分に注意すること、また、許可後は、速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、使用6ヶ月後に地目変更をするよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第1号は、可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第2号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積66平方メートルで、現況は宅地です。

当該地は、平成12年11月28日に相続で取得した農地です。

また、申請理由は、地目変更です。

農地でなくなった時期の詳細は不明ですが、平成4年10月26日撮影の航空写真により20年以上前から宅地の状態であったことが確認でき、かつ、この間農地法第51条の違反転用に対する処分も受けていません。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員

議長

葛山 議長

11番、鈴木徳一委員

鈴木 委員

議案第2号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、審議番号1の報告をいたします。

事務局において書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積66平方メートルで、現況は倉庫が建っており、宅地となっていました。

転用後20年以上経過していることが、本証明の条件であります。事務局説明のとおり条件を満たしていることは明らかであります。

書類審査、現地調査の結果何ら問題はないものと思われま

皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第2号は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、報告事項を議題とします。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について3件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について6件の計9件を一括報告いたします。

葛山 議長

事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹

議長

葛山 議長

浅海副主幹

浅海副主幹

議案書の5ページから7ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について3件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について6件の計9件につきましては、内容

及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

葛山 議長

ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長

これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第7回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時15分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成28年8月15日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 濱 田 光 一

鎌ヶ谷市農業委員会委員 大 野 幸 一